ACSES ニュースレター_１９５１号（2020 年 9 月 30 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（17 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇福岡の金属リサイクル工場で火災　工場地帯に一時黒煙<Web 報道>
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:注意喚起(使用中止)を行っていたエアコン(室外機)及びリコール製品で火災(電源プラグ)等<消費者庁>
・令和２年８月の熱中症による救急搬送状況<消防庁>
◇事故、事件の続報
・東洋紡工場火災、死因はCO中毒　愛知・犬山、男性社員2人<Web報道>
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・医薬品行政評価・監視委員会が初会合　薬害肝炎原告団代表「再発防止の礎に」<新聞報道>
・わいせつ教員“免許再取得できなくして”　保護者が署名提出<放送報道>
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇世界のコロナ死者 100 万人超す　結核上回る最悪被害の感染症にも<Web 報道>
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇ＣＤＣ所長「コロナ終息程遠い」、トランプ大統領と見解相違<Web 報道>
◇コロナ禍、女性対策が不足　国連発表、日本は介護支援に難<Web 報道>
◇コロナ情報共有、利用は４割のみ　厚労省調査、デジタル化も進まず<Web 報道>
◇治療薬、検査薬等
・ワクチンへの信頼度、日本は世界最低レベル　英医学誌<新聞報道>
◇大学等関係
・オンライン授業　埼玉大生「心身疲労」　６月にアンケ<新聞報道>
・県内大学で後期開始　「対面授業」増加へ　学び確保、模索続く<新聞報道>
・九大で新入生歓迎式　入学５カ月やっと顔合わせ「予想外の生活が待っていた」<新聞報道>
・名古屋大、秋季卒業式を開催　コロナ感染防止で２部制に<Web 報道>
[3] 石綿対策に係る全国一斉パトロールの実施<厚生労働省>
[4] 食品安全衛生関係
◇ドイツからの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置の解除について<農林水産省>
[5] 廃棄物関係
◇建設リサイクル法に係る全国一斉パトロールの実施～現場における適切な分別解体、再資源化の徹底に向けて～<環境省>
[6] 温暖化対策関係
◇平成 31 年度 家庭部門の CO2 排出実態統計調査の結果（速報値）について<環境省>
[7] 環境安全関係
◇～消費行動を環境行動に！「選ぼう！３Ｒキャンペーン 2020」～　対象店舗を拡大して 10 月から全国一斉スタート！<環境省>
[8] 調査、公募、意見募集等
[公募、意見募集等]　１件
[9] その他官庁発表　　３件
[10] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等

茶（チャ）

［開催案内］　２件

［付録］

◇学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示（文部科学省告示第114号）〈官報〉

◇大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示（文部科学省告示第115号）〈官報〉

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇福岡の金属リサイクル工場で火災　工場地帯に一時黒煙

29日午前9時25分ごろ、福岡市東区東浜2の金属リサイクル工場で「黒煙が見える」などと複数の119番があった。一時は黒煙が3キロ以上離れた場所から目撃されるほど高く上がったが、午前10時半過ぎにはほぼ鎮火した。

福岡県警博多臨港署によると、工場敷地内の金属スクラップなどが燃えているが、建物への延焼はなく、けが人の情報は入っていない。出火当時の状況や原因を調べる。

現場はJR吉塚駅西側約2キロの博多港で、工場などが建ち並ぶ地域。＜時事通信　2020年9月29日＞

◇その他の事故、事件

・消費生活用製品の重大製品事故:注意喚起(使用中止)を行っていたエアコン(室外機)及びリコール製品で火災(電源プラグ)等

＜消費者庁　2020年9月29日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/021409/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_200929_01.pdf

特記事項:

・株式会社オーム電機が輸入した電源プラグのリコール(製品回収・返金)

・シャープ株式会社が製造した長期使用のエアコン(室外機)についての注意喚起(使用中止)

石油温風暖房機(開放式)

１．ガス機器・石油機器に関する事故　：１件

（うち石油温風暖房機（開放式）１件）

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故　：５件

（うちリチウムイオン電池１件、照明器具（投光器、ソーラー充電式）１件、エアコン（室外機）１件、冷水筒１件、電源プラグ１件）

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故　７件

（うちエアコン２件、踏み台（アルミニウム合金製）１件、冷水筒１件、電気掃除機１件、靴１件、タブレット端末１件）

・令和２年８月の熱中症による救急搬送状況

＜総務省消防庁　2020年9月29日＞

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/neccyuusyou8gatu.pdf

熱中症による救急搬送人員について、令和２年８月の確定値を取りまとめましたので、その概要を公表します。

概 要

○ 令和２年８月の全国における熱中症による救急搬送人員は 43,060 人でした。

これは、昨年８月の救急搬送人員 36,755 人と比べると 6,305 人多くなっています。

○ 全国の熱中症による救急搬送状況の年齢区分別、初診時における傷病程度別等の内訳は次のとおりです。

□ 救急搬送人員の年齢区分別では、高齢者が最も多く、次いで成人、少年、乳幼児の順となっています。

□ 搬送された医療機関での初診時における傷病程度別にみると、軽症が最も多く、次いで中等症、重症の順となっています。

□ 発生場所別の救急搬送人員をみると、住居が最も多く、次いで道路、仕事場①、公衆（屋外）の順となっています。

□ 都道府県別人口10万人当たりの救急搬送人員は、鹿児島県が最も多く、次いで三重県、鳥取県、群馬県、和歌山県の順となっています。

○ 熱中症は正しい知識を身につけることで、適切に予防することが可能です。また、今年は従前からの予防に加え、新型コロナウイルス感染症に留意した対応が必要であり、「新しい生活様式」における熱中症予防行動として、こまめな換気や適宜マスクをはずすことなどを心がけてください。

○ 消防庁では、熱中症予防啓発のコンテンツとして、「予防啓発ポスター」「予防啓発車両用シート」「予防啓発ビデオ」「予防啓発イラスト」「予防広報メッセージ」「熱中症対策リーフレット」「予防啓発取組事例集」を消防庁ホームページ熱中症情報サイトに掲載しています。

全国の消防機関をはじめ、熱中症予防を啓発する関係機関にも御活用いただけるよう、以下の消防庁ホームページに掲載していますので、是非御活用ください。

（https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post3.html#heatstroke04）

◇***事故、事件の続報***

・東洋紡工場火災、死因はCO中毒　愛知・犬山、男性社員２人

愛知県犬山市の東洋紡犬山工場で起きた火災で、犬山署は28日、死亡した男性社員２人は、高橋清文さん（55）＝同県一宮市丹羽大森＝と、町方暁彦さん（37）＝岐阜市南鶉＝と明らかにした。犬山署によると、死因はいずれも一酸化炭素（CO）中毒という。同署と消防が被害状況や出火原因を調べている。

火災は27日午後９時ごろ発生。犬山署によると、鉄骨２階建て工場で出火、約11時間後に鎮火した。犬山工場によると、包装フィルムを製造する機械が火元とみられる。死亡した２人は工場内で初期消火に当たっていて逃げ遅れたという。ほかに男性社員（34）がのどをやけどした。＜共同通信　2020年９月28日＞

・東洋紡工場火災で実況見分、愛知　27日夜３人が死傷

愛知県犬山市の東洋紡犬山工場で３人が死傷した火災で、県警と消防は29日、出火原因などを調べるため実況見分した。東洋紡によると、包装フィルムの製造ラインの中で原料の合成樹脂「ポリプロピレン」を引き延ばす機械から出火した可能性がある。

工場には午前９時ごろから、県警の捜査車両や消防の車両が次々と到着し、敷地内に入った。

火災は27日午後９時すぎに発生。初期消火に当たった係長の高橋清文さん（55）＝同県一宮市、班長の町方暁彦さん（37）＝岐阜市＝が一酸化炭素（CO）中毒で死亡、別の男性社員も喉をやけどした。＜共同通信　2020年９月29日＞

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***

・**医薬品行政評価・監視委員会が初会合　薬害肝炎原告団代表「再発防止の礎に」**

薬害を防ぐため医薬品行政を監視する「医薬品等行政評価・監視委員会」の初会合が28日、厚生労働省であった。薬害被害者や医師ら９人で構成され、委員長には慶応大法科大学院の磯部哲教授が選ばれた。

委員会は医薬品の安全対策の実施状況や薬事制度を評価し、厚労相に意見、勧告する。医薬品行政を担う医薬・生活衛生局から、承認審査や市販後の安全性の確認状況について定期的に報告を受けるほか、５月に特例承認された新型コロナウイルス治療薬の承認プロセスについても検証する。

監視組織を巡っては、薬害肝炎問題を受け、同省の有識者検討会が2010年に設置を提言。改正医薬品医療機器法（薬機法）施行に伴い今月設置された。初会合を傍聴し、発言の機会を与えられた薬害肝炎全国原告団代表の浅倉美津子さんは「委員会が薬害再発防止の礎になることを願っている」と述べた。＜毎日新聞　2020年９月28

日＞
――――――――――

・わいせつ教員“免許再取得できなくして” 保護者が署名提出

児童や生徒へのわいせつ行為などで処分された教員が過去最多となる中、保護者で作る団体が子どもへのわいせつ行為で教員免許を失効した場合は、免許を再取得できないよう求める5万4000人余りの署名を、28日、文部科学省に提出しました。

文部科学省の調査では、平成30年度に児童や生徒、同僚の教職員などに、わいせつ行為やセクシュアルハラスメントをしたとして、懲戒処分などを受けた公立学校の教員は282人に上り過去最多となっています。

こうした中、保護者で作る団体が28日、文部科学省を訪れ、子どもへのわいせつ行為で教員免許を失効した場合は、免許を再取得できないよう求める陳情をインターネット上で集めた5万4000人余りの署名とともに提出しました。

文部科学省によりますと、教員が懲戒免職処分を受けると、教員免許は失効したり、取り上げられたりしますが、3年たてば再取得が可能となっています。

団体の共同代表の郡司真子さんは「被害に遭った子どもたちは声を上げられなかったりうそだと否定されたりして傷ついている。免許の問題だけでなく、性暴力をきっかけに不登校になる子もいるので学ぶ機会も保証してほしい」と話していました。

提出を受けて文部科学省は「教員による児童生徒へのわいせつ行為は、あってはならないもので、引き続き厳正に対応していきたい」としています。

わいせつ教員 過去最多 改名するケースも

文部科学省の調査では、児童や生徒、同僚などに対するわいせつ行為やセクハラ行為で処分された公立学校の教員は増加傾向にあり、平成30年度は282人と、10年前から100人以上増え、調査を始めた昭和52年度以降で過去最多となっています。

被害者をみると、

▽自校の児童が25人、

▽自校の生徒が99人、

▽自校の卒業生が14人と、ほぼ半数が加害者の教員が勤務する学校の子どもたちや卒業生となっています。

また、

▽そのほかの18歳未満が43人、

▽自校の教職員が41人などとなっています。

SNSの普及により、外から見えない形で教員が生徒とつながるケースも確認されているということです。

これまでには、児童ポルノ禁止法違反の罪で罰金の略式命令を受けたあと、名前を変えて別の県で講師として採用され、勤務先の小学校の児童に対する強制わいせつの罪で有罪判決を受けたケースもあり、再発防止も大きな課題になっています。

文科省 法改正も視野に対策検討

教員によるわいせつ行為が深刻な問題となる中、文部科学省は法改正も視野に対策を検討しています。

現在進められている対応の一つは、教員免許の失効に関する情報を検索できる期間の延長です。

教育委員会などの採用担当者が利用できる「官報情報検索ツール」というデータベースでは、氏名を入力すると教員免許を失効している場合は、その理由などを確認できます。

文部科学省は、システムで検索できる期間を、免許の再取得が可能になる期間と同じ3年としていましたが、来年2月から40年に延長することを決めました。

教員によるわいせつ行為の増加などを理由にあげていますが、延長の対象にあらゆる懲戒免職処分が含まれていることや、機微な個人情報であることから利用する際は厳重な管理も求めています。

また、わいせつ行為をした教員への処分の厳格化も進められています。

文部科学省によりますと、自治体によって対応に差があったわいせつ行為をした教員への処分について、今月中にもすべての都道府県や政令市の教育委員会で、「原則として懲戒免職とする」という規定が整備される見通しだということです。

さらに、失効した教員免許を、3 年後に再取得できる現状の仕組みについても、見直す方向で検討を進めています。
これには教育職員免許法の改正が必要ですが、文部科学省では、憲法が保障する「職業選択の自由」との兼ね合いや、更生の否定につながりかねないという課題も踏まえ、検討を続けています。
萩生田文部科学大臣は、今月 15 日の閣議後会見で「守り育てる立場にある教員が、児童生徒に対してわいせつ行為を行うことは、断じてあってはならない」などと述べ、法改正に前向きな姿勢を示しています。＜NHK　2020 年 9 月 28 日＞
****
[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*
[状況]
◇世界のコロナ死者 100 万人超す　結核上回る最悪被害の感染症にも
　米ジョンズ・ホプキンズ大の集計によると、新型コロナウイルス感染症による死者が 29 日、世界全体で 100 万人を超えた。死者数は、感染者数の増加に大きくは左右されていないが、4 月 10 日に 10 万人を超えてからは 2～3 週間で 10 万人が増える状況が継続しており、依然として被害拡大局面にある。感染者は 3300 万人を超えた。
　年間死者数はマラリアが 40 万人（2018 年）、エイズが 69 万人（19 年）で、新型コロナは発生確認から約 9 カ月で、これらを既に大きく上回っている。年内に結核の 150 万人（18 年）を上回り、感染症で最悪の被害をもたらす可能性もある。＜共同通信　2020 年 9 月 29 日＞

◇マスコミ報道　見出し
・コロナ死者　４割超が３国に集中
米印ブラジルに 4 割超集中　コロナ、世界の死者 100 万人　対策めぐり政治対立も＜時事通信　2020 年 9 月 29 日＞

[対策・予防]
◇ＣＤＣ所長「コロナ終息程遠い」、トランプ大統領と見解相違
米疾病対策センター（ＣＤＣ）のレッドフィールド所長は、新型コロナウイルス感染が「終息には程遠い」と述べ、状況が好転しつつあるというトランプ大統領の楽観的な見方とは相反する見解を示した。ＮＢＳニュースが２８日報じた。
レッドフィールド所長はさらに、ホワイトハウスのコロナ対策チームに最近加わったスコット・アトラス医師の発言が「全て誤っている」とし、トランプ大統領に誤った情報を提供しているとの懸念を表明した。
トランプ大統領は今月、米国では年末までにコロナワクチンを少なくとも１億回分を供給できる可能性があると述べ、ワクチンの幅広い配布が可能になるのは２０２１年半ばかそれ以降という見通しを示すレッドフィールド所長は「勘違い」していると述べていた。
また、レッドフィールド所長は「全ての人がマスクを着用すれば、コロナのパンデミック（世界的大流行）は８―１２週間で終息していた可能性がある」とＮＢＣに述べ、最近まで国民にマスク着用を促すことに消極的だったトランプ大統領とは対照的な姿勢を明示した。
ＣＤＣは、アトラス氏に関するレッドフィールド所長の発言について「新型コロナを巡り公に語った多くの論点に関する私的な会話」の一部だとし、話の全体像を示していないと説明。
ホワイトハウスのマシューズ報道官は、大統領顧問も時には意見が合わないこともあり、トランプ氏は全ての情報も基に政策を決定すると述べた。
ホワイトハウスは、レッドフィールド氏のＣＤＣ所長の立場が危うい状況にあるかという質問には答えていない。＜ロイター　2020 年 9 月 28 日＞

◇コロナ禍、女性対策が不足　国連発表、日本は介護支援に難
　国連の UN ウィメンと国連開発計画（UNDP）は 28 日、新型コロナウイルス感染拡大に伴う各国の女性保護政策の統計結果を発表した。(1) 女性への暴力対策 (2) 無報酬介護の支援 (3) 女性の経済保障強化―の 3 点全てに

措置を取ったのは206カ国・地域のうち約12%の25カ国にとどまり、取り組み不足が鮮明になった。

統計によると、日本は暴力対策と経済保障強化の措置はあるが、無報酬の育児や介護に携わる女性への支援策はないという。

UNウィメンの事務局長は「感染拡大は女性に強い打撃を与えている」として、各国政府に「正しい政策決定」を呼び掛けた。＜共同通信　2020年9月29日＞

◇コロナ情報共有、利用は4割のみ　厚労省調査、デジタル化も進まず

厚生労働省は28日、新型コロナウイルス感染者の情報を共有する新システム「HER―SYS」（ハーシス）の利用状況を調査したところ、利用していたのは回答した医療機関の4割にとどまり、半数が感染者の発生届を紙で保健所に提出し続けていたとの結果を公表した。紙で送られた発生届の内容を医療機関の代わりに入力している保健所が多かった。

感染症対策の根幹となる情報共有を円滑に進めるために厚労省が5月に運用を始めたが、デジタル化がうまくいっていない実態が改めて浮き彫りになった。

ハーシスは医療機関などが入力した感染者の氏名、居住地などの情報を国、自治体が共有できる仕組み。＜共同通信　2020年9月28日＞

◇治療薬、検査薬等

・ワクチンへの信頼度、日本は世界最低レベル　英医学誌

ワクチンに対する人々の信頼度は、世界の中で日本は最も低いレベルにある――。こんな結果を英ロンドン大学の研究プロジェクトがまとめ、英医学誌ランセットに発表した。

2015～19年に149の国・地域で約28万人を調査したデータを使用。ワクチンについて①安全だと思うか②有効だと思うか③子どもに重要だと思うかの3問への回答を分析した。回答は「強くそう思う」「強くそう思わない」「どちらでもない」の三つに分類した。国・地域によって調査の時期や頻度などが異なるため、統計学的な処理を加えて適正に比較できるようにした。

15年末時点で①の質問に「強くそう思う」と回答した人の割合は8・92%、②の質問に「強くそう思う」と回答した人の割合は14・71%で、いずれもワースト3位。①は同2位フランス（8・85%）、最下位モンゴル（8・05%）で、②は同2位モンゴル（13・04%）、最下位モロッコ（10・28%）だった。③の質問に「強くそう思う」と答えた人の割合は日本では41・76%でワースト12位だった。3問ともに「どちらでもない」と答える人の割合が他国に比べて多かった。アルゼンチンが3問すべてでトップ3位以内で、ワクチンへの信頼度が高い傾向がみられた。

また、③の質問について15年と19年を比べたときに、「強くそう思わない」と答えた人の割合が、日本では統計学的に意味のあるレベルで増えていた。

研究プロジェクトは、日本について「ワクチンへの信頼が世界で最も低い国のひとつ」と指摘。子宮頸（けい）がんの原因となるヒトパピローマウイルス(HPV)のワクチンで接種後に長期的な痛みなどを訴える人が出たため、国が積極的な勧奨を中止していることなどを要因としてあげている。風疹の流行とあわせ、日本の保健当局が「解決すべき課題」としている。＜朝日新聞　2020年9月29日＞

◇大学等関係

・オンライン授業　埼玉大生「心身疲労」　6月にアンケ

「心身が疲労」「情報交換できない」――。新型コロナウイルスの影響で「オンライン授業」をしている埼玉大学が公表したアンケートで、学生のそんな不満が浮かび上がった。

埼玉大は前期（4～8月）、ほぼ全授業をオンライン化。学生はパソコンで授業の生中継や事前収録した講義を視聴した。アンケートは6月に行い、授業内容やオンラインの欠点などを質問。回答数は1214（回答率15・5%）だった。

「全体としてどの程度満足か」との問いには「満足」18%、「おおむね満足」52%と計70%が好意的に評価し、大学側は「想定より満足度は高めだった」とした。

一方、欠点を選ぶ設問（複数回答）では6割近い696人が「コンピューターと向き合う時間が長いので心身が

疲労」を選択。「学生どうしで情報交換できない」が 611 人と続いた。

また、対面授業と比べて教員が多くの課題を通じて学生の反応を把握しようとする傾向があったといい、「課題をこなしきれない」を選んだ学生も 495 人いた。

埼玉大は今月、後期授業を開始。2 割程度は対面に戻すが、中心はオンラインだ。課題を学内で共有し、パソコン上で学生が討論できる機能活用などを進めていきたいとしている。

◇

「一日中パソコンを見続け一週間ずっと疲れてる。陰鬱（いんうつ）とした生活でした」

3 年生の椿友作さん（21）はオンライン授業をそう振り返る。多いときは 1 日計 6 時間、大学近くのワンルームの自宅で一人、机の画面に向かった。

チャット機能で教員に気軽に質問できるのは便利だと感じたが、授業中に学生どうしで議論する時間が取られず、教員がひたすら話し続ける状況には「詰め込み型。もう少し『余裕』が欲しかった」。仲間と試験勉強する機会もなく、「実感がないまま、気づいたら前期が終わった感じ」と残念がる。

一方、遠方の学生にとってメリットは大きかった。千葉県船橋市から往復 3 時間かけて通っていた 3 年生の野島青海さん（22）は「体が楽になり勉強にも力が入った。欠席、遅刻もほぼなくなった」と喜ぶ。朝早いからと敬遠ぎみだった 1 限目の授業も、興味に応じて積極的に参加できた。

それでも、仲間と取り組むゼミではオンラインの限界を痛感した。学生どうしをパソコンでつなぐが、発言が重なると聞こえづらくなるため議論が活発にならず、シーンとした雰囲気に寂しさを覚えた。

そのゼミは今月上旬、対面での授業を再開した。「みんなの表情や動きを感じながらの議論はスピード感があり、本当に楽しいと改めて感じた」という。＜朝日新聞　2020 年 9 月 28 日＞

・<u>県内大学で後期開始　「対面授業」増加へ　学び確保、模索続く</u>

今春の新型コロナウイルスの感染拡大を受け、長崎県内の大学でも広がった「オンライン授業」。長崎新聞社が県内 8 大学（4 年制）に取材したところ、オンラインを導入した全ての大学が後期からは従来の「対面授業」を増やしていく方針であることが分かった。オンラインと対面を併用する「ハイブリッド型」の取り入れも進むなど、各大学が学生の学びの確保に向けた模索を続けている。

文部科学省は 15 日、全国の大学に向け、学生同士や教員とのつながりも教育の重要な要素とし、感染対策を講じた上で対面授業の再開を促す通知を出した。

県内の大学は 10 月 1 日までに後期がスタート。約 9 千人の学生が在籍する長崎大は、3 月時点でオンラインの方針を固め、前期は約 80％の授業で取り組んだ。9 月 28 日に始まった後期の授業は大半をハイブリッド型に移行する。同大の相談窓口には、前期の登校が少なかった新入生から「友人ができない」など不安の声も届いているといい、心のケアにも力を入れる。

県立大（佐世保校、シーボルト校）は、5 月上旬から 9 月上旬まで原則オンライン授業を実施した。後期は 60％を対面に戻し、15％はハイブリッド型、残りの 25％はオンラインを継続する見通し。学生からは対面を望む声が寄せられた一方、「時間と場所を選ばない」としてオンラインを好意的に受け止める声も少なくなかったという。

長崎純心大は、前期から引き続きハイブリッド型を主に据える。担当者は「対面とオンラインの授業で内容に差が出ないように努力している」。活水女子大も併用を続け、10 月 1 日以降は対面を増やしていく予定だ。長崎国際大は「可能な限り対面に」。前期はオンライン中心だったが、新入生に配慮して、6 月から 1 年生の一部授業を対面にし、他学年も実験や実習は通常授業に戻した。

長崎外国語大や理系の長崎総合科学大は、科目の特性から前期途中からほぼ全ての授業を対面で行った。感染対策にも注意を払い、両大学とも県外在住の教授らの授業はオンラインで実施するなどしている。

長崎ウエスレヤン大は「一つの授業で 30 人程度。密になりにくい環境を確保できる」として当初から対面授業を続けている。オンライン授業にすると、理解度を確認するためのリポート課題が出るなど、学生の負担が増える懸念もあるという。今年は台風による休校もあり、担当者は「あらゆることが異常な年。後期は順調に進んでほしい」と話す。＜長崎新聞　2020 年 9 月 28 日＞

・<u>九大で新入生歓迎式　入学 5 カ月やっと顔合わせ「予想外の生活が待っていた」</u>

新型コロナウイルスの影響で今春の入学式が中止された九州大で 29 日、1 年生を対象にした「新入生歓迎式」があった。新型コロナ感染防止策として、九大では前期が始まった 5 月から講義を全てオンラインで実施。学内への立ち入りやサークル活動も制限されたため、大半の 1 年生には初めての顔合わせの機会となった。

伊都キャンパス（福岡市西区）での式は、密を避けるため午前、午後の 2 回に分けて開催。午前の式には 12 学部のうち共創学、薬学など 5 学部の約 700 人が、会場の講堂入り口で検温や手指消毒をして臨んだ。

久保千春学長は「さまざまな可能性に心を躍らせて入学したのに授業やクラブ活動、友達との交流ができず、大変なご苦労をされていたと思います」とねぎらい、ストレス対処法や学生としての心構えを講話。新入生代表のあいさつで阿部朋也さん（医学部）が「入学すれば部活やサークルに入って友人をたくさん作るものと思っていたが、現実は予想もしなかった生活が待っていました」と振り返った。

九大によると、今年度は 2645 人が入学。前期は県外出身者の多くが入学後も実家で暮らし、約 4 割が福岡県外でオンライン受講した。後期は 10 月から始まり、対面式の講義も一部で再開する。＜毎日新聞　2020 年 9 月 29 日＞

・名古屋大、秋季卒業式を開催　コロナ感染防止で 2 部制に

名古屋大（名古屋市）は 28 日、同大豊田講堂で学部と大学院の秋季卒業式を開催した。新型コロナウイルス感染拡大の影響で各大学の秋季卒業式への対応が分かれる中、名古屋大は 2 部制にして出席者を分散し、プログラムを短縮することで感染防止ができると判断した。

名古屋大によると、秋季卒業式は主に留学生が対象。今年は学部の 61 人、大学院の 171 人が卒業、修了した。卒業式では角帽とアカデミックガウン、フェースシールドを着用した各学部の総代らに、松尾清一学長が壇上で学位記を手渡した。

例年、千人以上収容可能な豊田講堂で学部と大学院合同で卒業式を開いていた。＜共同通信　2020 年 9 月 28 日＞

****

[3] 石綿対策に係る全国一斉パトロールの実施

＜厚生労働省　2020 年 9 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=W6KESpafQaIOiozJY

厚生労働省では、国土交通省、環境省と合同で、石綿対策に係る全国一斉パトロールを令和２年 10 月頃～令和２年 11 月頃まで実施します。

今後石綿含有建材を使用する建築物等の解体工事等が増加することが想定される中、解体工事に伴うアスベスト飛散の防止など、これまで以上に現場における法令の遵守徹底が重要になっています。

このため、厚生労働省では、国土交通省、環境省と合同で、石綿対策に係る全国一斉パトロールを呼びかけるなど、労働者の石綿等によるばく露防止対策の徹底や再生砕石への石綿含有産業廃棄物の混入防止の徹底について連携して対応します。

また、本年７月に公布された「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令」の改正内容の周知も含め、引き続き、更なる現場指導の徹底や監視の強化を図って参ります。

１．実施期間　　令和２年 10 月頃　～　令和２年 11 月頃まで

※上記は概ねの期間であり、都道府県・市区町村により実施期間は異なります。

２．実施機関　　各都道府県労働局の労働基準監督署が、各都道府県及び特定行政庁の建設リサイクル法担当部局及び環境部局と合同で実施

３．実施内容

【労働基準監督署】労働安全衛生法、石綿障害予防規則の遵守状況の確認及び周知徹底

【建設リサイクル法担当部局】建設リサイクル法の遵守状況の確認及び周知徹底

【環境部局】廃棄物処理法、大気汚染防止法及びフロン排出抑制法の遵守状況の確認及び周知徹底

****

[4] *食品安全衛生関係*

◇ドイツからの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置の解除について

＜農林水産省　2020 年 9 月 29 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/200929.html

農林水産省は、今般、ドイツにおける鳥インフルエンザの清浄性を確認したことから、本日、当該国全土からの生きた家きん、同国バーデン・ビュルテンベルク州、ニーダーザクセン州及びザクセン・アンハルト州からの家きん肉等の一時輸入停止措置を解除しました。

****

[5] ***廃棄物関係***

◇建設リサイクル法に係る全国一斉パトロールの実施

～現場における適切な分別解体、再資源化の徹底に向けて～

＜環境省　2020 年 9 月 29 日＞　http://www.env.go.jp/press/108470.html

環境省では、厚生労働省及び国土交通省と協働で建設リサイクル法合同一斉パトロールを令和２年 10 月～同年 11 月まで実施します。

平成 14 年度に「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）が完全施行されてから、今年度で 18 年が経過し、この間、現場における適切な分別解体、再資源化の徹底を図るため、全国の行政庁において現場パトロールを実施してまいりました。

こうした取組もあり、建設リサイクル法の目的である、建設資材のリサイクル率の向上や不法投棄量の減少について着実に成果が上がっているところです。

平成 28 年６月に「解体工事業」が建設業法に新設されたことを受け、解体工事に関し新たに許可を取得する者が増加していることや、解体工事に伴うアスベスト飛散の防止及びフロン類の廃棄時回収など、必要となる知識・技術がより広範になり、これまで以上に現場における法令の遵守徹底が重要になっていることを踏まえ、更なる現場指導の徹底や監視の強化を図ってまいります。

１．実施期間

令和２年 10 月～同年 11 月まで

※上記は概ねの期間であり、都道府県・市区町村により実施期間は異なります。

※この期間以外においても、定期的に現場パトロールを実施しております。

※新型コロナ感染症の影響により、中止・延期とする可能性があります。

２．実施機関

各都道府県及び特定行政庁の建設リサイクル法担当部局、環境部局及び各都道府県労働局の労働基準監督署が合同で実施

３．実施内容

【建設リサイクル法担当部局】建設リサイクル法の遵守状況の確認及び周知徹底

【環境部局】廃棄物処理法、大気汚染防止法及びフロン排出抑制法の遵守状況の確認及び周知徹底

【労働基準監督署】労働安全衛生法、石綿障害予防規則の遵守状況の確認及び周知徹底

****

[6] ***温暖化対策関係***

◇平成 31 年度 家庭部門の CO2 排出実態統計調査の結果（速報値）について

＜環境省　2020 年 9 月 29 日＞　https://www.env.go.jp/press/108469.html

環境省では、家庭部門の詳細な CO2 排出実態等を把握し、地球温暖化対策の企画・立案に資する基礎資料を得ることを目的に、平成 29 年度から統計法に基づく一般統計調査として、「家庭部門の CO2 排出実態統計調査」を実施しています。

今般、３回目となる平成 31 年度（令和元年度）の調査結果（速報値）を取りまとめました。

この調査は、各世帯の世帯構成、住宅の建て方、電気・ガス等のエネルギー消費量や家電製品別の使用状況等、延べ 496 項目にわたって詳細に調査しています。

調査結果の１つである世帯あたりの年間 CO2 排出量は、2.80 t-CO2 で、前年度比 3.4%減（平成 29 年度比 12.5%減）でした。この調査では、照明、給湯器、冷蔵庫等の機器の使用状況についても調査していますが、それらと CO2 排出量との詳細な要因分析は確報値において行う予定です。

この調査結果について、地方公共団体、大学をはじめ様々な主体に活用いただくことを期待しています。併せて、環境省では、この調査を継続するとともに、対策強化の検討など、調査結果の更なる活用を進めていきます。

※今回公表する速報値では、電気の CO2 排出係数が前年度（平成 30 年度）値となっています。詳細は「７．確報値について」を御参照ください。

1. 調査の趣旨について

我が国では、地球温暖化対策計画（平成28年５月13日閣議決定）において、2030年度の温室効果ガス排出量について、2013年度比26.0%減（2005年度比25.4%減）することが目標として掲げられており、家庭部門では、約４割削減することが目安とされています。また、国連気候変動枠組条約に基づき、温室効果ガスの排出・吸収量目録の提出とともに、その精緻化が求められているところです。

このような背景を踏まえ、本調査は、家庭部門の詳細なCO2排出実態等を把握し、地球温暖化対策の企画・立案に資する基礎資料を得ることを目的としています。

なお、本調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく一般統計調査として実施しました。平成26年10月から平成27年９月には試験調査を実施し、平成29年度から本格調査として行っています。

※過去の試験調査結果：http://www.env.go.jp/earth/ondanka/ghg/kateitokei.html

2. 調査の概要について

（１） 調査の名称：家庭部門のCO2排出実態統計調査

（２） 調査方法：住民基本台帳からの無作為抽出と、インターネット調査モニターからの選定（有意抽出）の２つの方法によって調査対象世帯を選定

（３） 調査対象：全国10地方の店舗等併用住宅以外の住宅に住む主世帯

（４） 調査対象期間：平成31年４月～令和２年３月

（５） 調査世帯数：13,000世帯

（６） 集計世帯数： 9,660世帯（有効回答率74.3%）

（７） 調査・推計事項：次に掲げる事項等を調査

CO2排出量については調査により得られた結果等を利用して推計

① 月別のCO2排出量を推計するためのエネルギー使用量等について（電気、ガス、灯油、ガソリン、軽油）

② 太陽光発電について（月別の発電量、売電量、太陽電池の総容量）

③ 世帯について（世帯員、平日昼間の在宅者、世帯年収）

④ 住宅について（建て方、建築時期、所有関係、延床面積、居室数、二重サッシ・複層ガラスの窓の有無）

⑤ 家電製品等について（テレビ・冷蔵庫・エアコン等の使用状況、家電製品に関する省エネ行動、使用場所毎の照明種類、照明に関する省エネ行動）

⑥ 給湯について（給湯器の種類、冬と夏の入浴状況、入浴やお湯の使用に関わる省エネ行動）

⑦ コンロ・調理について（コンロの種類、用意する食事の数、調理に関する省エネ行動）

⑧ 車両について（自動車等の使用状況、燃料の種類、排気量、実燃費、使用頻度、年間走行距離、自動車に関する省エネ行動）

⑨ 暖房機器について（保有状況、使用状況）

3. 調査の特長について

従来の調査・統計においては、家庭におけるCO2排出量やエネルギー消費量とその説明要因（居住人数や住宅の建て方、保有する機器等）が別々に把握されていました。

本調査により、家庭からのCO2排出量やエネルギー消費量の把握に加え、世帯のCO2排出量やエネルギー消費量とその説明要因や冷房・暖房の設定温度、省エネ行動の実施状況等を一体的に把握することで、家庭におけるCO2の排出実態を精緻に把握することが可能になります。

4. 結果の例

世帯当たりの年間CO2排出量は2.80 t-CO2であり、電気の使用によるCO2排出量がエネルギー種別で最大の67.1%を占めています。

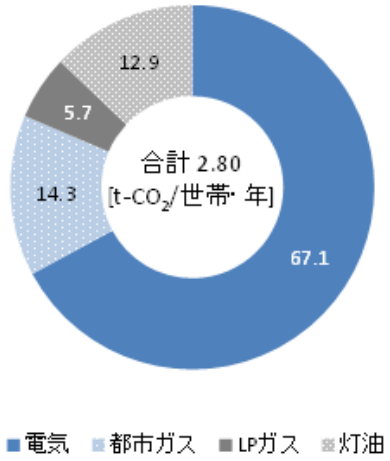

図１　世帯当たり年間エネルギー種別 CO2排出量・構成比（全国）
（注）調査の対象期間は平成31年4月～令和2年3月の1年間である。

5. 平成31年度（令和元年度）調査結果（速報値）の経年比較例（参考）

平成31年度（令和元年度）調査（速報値）を経年で比較すると、世帯当たり年間CO2排出量は前年度比から3.4%減（平成29年度比12.5%減）でした。

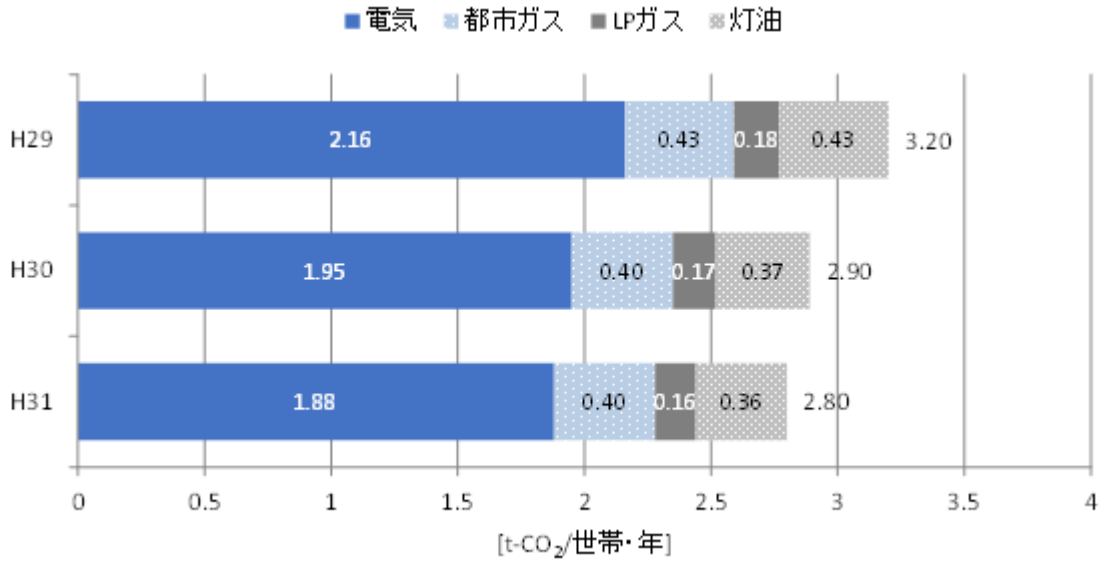

図２　世帯当たり年間エネルギー種別 CO2排出量の推移

6. 今後の活用について

本調査については、継続して調査を実施することでデータを蓄積し、以下のような活用を検討しています。

・「COOL CHOICE」をはじめとする家庭部門の地球温暖化対策の企画・立案

・日本の温室効果ガス排出量の算定方法及び増減要因分析の精緻化

また、統計法第33条第１項の規定に基づき、地方公共団体、大学等に対して、調査対象の秘密の保護を図った上で、調査票情報の提供が可能です。

7. 確報値について

今回公表する結果（速報値）では、電気のCO2排出係数が前年度（平成30年度）値となっています。

事業者ごとの電気のCO2排出係数の公表後に、再計算を行い、確報値を公表する予定です（年度内を予定）。

確報値公表の際には、政府統計の総合窓口（e-Stat）に統計表を掲載する予定です。

また、確報値は、オーダーメード集計※を利用可能とする予定です。

※　オーダーメード集計：学術研究の発展に資すると認められる場合等において、既存の統計調査で得られた調

査票データを活用して、調査実施機関等が申出者からの委託を受けて、そのオーダーに基づいた新たな統計を集計・作成し、提供するもの

****

[7] ***環境安全関係***

◇～消費行動を環境行動に！「選ぼう！３Ｒキャンペーン 2020」

～　対象店舗を拡大して 10 月から全国一斉スタート！

＜環境省　2020 年 9 月 29 日＞　https://www.env.go.jp/press/108468.html

環境省では、循環型のライフスタイルを「Re-Style」として提唱し、その一環として消費者キャンペーン「選ぼう！３Ｒキャンペーン」を今年もスタートします。この取組は、日々のお買物を通じて、消費者一人ひとりが３Ｒや資源の大切さを認識・共感し、日頃の行動（商品選択）へ結びつけることを目的としたものです。

本年７月からレジ袋有料化の取組がスタートし、これをきっかけにライフスタイルの変革を目指すレジ袋チャレンジを展開しています。これも背景に、今年の「選ぼう！３Ｒキャンペーン」では、参加メーカーや実施店舗など、昨年から大幅にスケールアップして展開します。

****

[8] ***調査、公募、意見募集等***

[公募結果、意見募集結果]

◇令和２年度「我が国循環産業の海外展開事業化促進業務」及び「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのＣＯ２削減支援事業）」対象事業の選定結果について

＜環境省　2020 年 9 月 29 日＞　http://www.env.go.jp/press/108489.html

****

[9] ***その他官庁発表***

◇種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（農林水産省告示第 1844 号）

［官報］　令和 2 年 9 月 29 日　本紙　第 341 号　7～8 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20200929/20200929h00341/20200929h003410007f.html

---

◇学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示（文部科学省告示第 114 号）　---→ *末尾［付録］*

［官報］　令和 2 年 9 月 29 日　号外　第 202 号　44～48 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20200929/20200929g00202/20200929g002020044f.html

---

◇大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示（文部科学省告示第 115 号）　---→ *末尾［付録］*

［官報］　令和 2 年 9 月 29 日　号外　第 202 号　48～50 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20200929/20200929g00202/20200929g002020048f.html

****

[10] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・第 59 回「電離放射線障害の業務上外に関する検討会」を開催します　　10 月５日、非公開

＜厚生労働省　2020 年 9 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13778.html

（１）個別の労災請求事案に係る医学的事項について

・茨城労働局事案

・鹿児島労働局事案

・岡山労働局事案

・東京労働局事案

（２）その他

・石綿対策に係る全国一斉パトロールの実施

・農業資材審議会飼料分科会及び中央環境審議会動物愛護部会ペットフード小委員会合同会合（第６回）の開催について　　９月 30 日、持ち回り開催
＜環境省　2020 年９月 29 日＞　http://www.env.go.jp/press/108476.html
　　愛玩動物用飼料の砒素の成分規格の見直しについて
****
［付録］
◇学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示（文部科学省告示第 114 号）　上記［9］関係
　　［官報］　令和２年９月 29 日　号外　第 202 号　44～48 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20200929/20200929g00202/20200929g002020044f.html
○文部科学省告示第 114 号
　学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示を次のように定める。
　令和２年９月 29 日　　文部科学大臣　　萩生田光一
　　学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示
　学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準（平成十九年文部科学省告示第四十一号）の一部を次のように改正する。
　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。
　―「改正後」のみ表記（原報は「改正後」と「改正前」を併記）―
第二　文部科学大臣の所轄に属する学校法人が大学等を設置する場合に係る寄附行為の変更を認可する場合
　　文部科学大臣の所轄に属する学校法人が大学等を設置する場合に係る寄附行為の変更の認可については、次の基準によって審査する。
　一～三　［略］
　四　既設校等について
　　（一）～（五）　［略］
　　（六）　同学校等の管理運営において、適正を欠く事実がないこと。この場合において、既設の学校等の管理運営の状況に関し、次に掲げる事項に留意する。
　　ア～ウ　［略］
　　エ　インターネットの利用及びその他の方法による私立学校法第六十三条の二に規定する事項の公表の状況
　五　［略］
第三　都道府県知事の所轄に属する学校法人が大学等を設置する場合に係る寄附行為の変更等を認可する場合
　　都道府県知事の所轄に属する学校法人が大学等を設置する場合に係る寄附行為の変更及び私立学校法第六十四条第四項の法人が大学等を設置する場合に係る組織変更の認可については、次の基準によって審査する。
　一～三　［略］
　四　既設校等について
　　既設校等については、第二の四（（一）から同まで及び同を除く。）の規定を準用すること。この場合において、当該規定中「私立学校法第六十三条の二に規定する事項の公表」とあるのは、「財務情報の公表」と読み替えるものとする。
　五　［略］
別表第一　標準設置経費額（第一の一の刷、第二の一の同、第三の一及び第四の一関係）
　一　大学
　　（一）収容定員が 400 人（医学関係及、ひ歯学関係にあっては 480 人）の場合
（単位：百万円）

経費の区分	学歴の種類				
	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係（医学関係及び歯学関係を除く。）	その他	その他医学関係（うち附属病院分）	歯学関係（うち附属病院分）
施設の整備に要する経費	598	1,220	809	14,939 (11,927)	4,24 (2,226)
設備の整備に要する経費	37	741	145	7067 (5,263)	1866 (682)
合計	635	1,961	954	22,006 (17,190)	6,114 (2,908)
備考 一～十二　［略］					

（二）　収容定員が 800 人（医学関係及び歯学関係にあつては 720 人）の場合

（単位‥百万円）

経費の区分	学歴の種類				
	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係（医学関係及び歯学関係を除く。）	その他	その他医学関係（うち附属病院分）	歯学関係（うち附属病院分）
施設の整備に要する経費	896	1,636	1,181	17,306 (13,462)	4,660 (2,302)
設備の整備に要する経費	72	1,481	289	9,468 (6,767)	2,535 (682)
合計	968	3,117	1,470	26,774 (20,229)	7,195 (2,984)
備考 一～三　［略］					

二　短期大学

（一）　収容定員が 100 人の場合

（単位‥百万円）

経費の区分	学歴の種類		
	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係（医学関係及び歯学関係を除く。）	その他
施設の整備に要する経費	290	391	320
設備の整備に要する経費	11	223	44
合計	301	614	364
備考 一～七　［略］			

（二）　収容定員が 200 人の場合

（単位‥百万円）

経費の区分	学歴の種類		
	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係（医学関係及び歯学関係を除く。）	その他
施設の整備に要する経費	344	488	386

設備の整備に要する経費	22	445	87
合計	366	933	473
備考 一～三　［略］			

三　高等専門学校

（単位‥百万円）

経費の区分	収容定員	
	200 人の場合	400 人の場合
施設の整備に要する経費	598	776
設備の整備に要する経費	276	549
合計	874	1,325
備考 一～四　［略］		

別表第二　標準経常経費額（第一の二の(二)、第二の二の(二)、第三の二及び第四の二関係）

［略］

備考 一　［略］ 二　教員数は、大学等の種類の別に応じて大学設置基準等の定める専任教員の数とする。 ただし、第一の二の(二)のただし書きに規定する場合（開設時に複数の学年の学生を受け入れる場合を除く。）において、大学、修業年限が三年である短期大学及び高等専門学校が行うときは、当該教員数に、修業年限が四年の大学及び高等専門学校にあっては二分のコ修業年限が六年の大学にあっては三分の一、修業年限が三年の短期大学にあっては三分の一を乗じて得た数をもって教員数に代えることができる。 三～五　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、令和二年十月一日から施行する。

◇大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示（文部科学省告示第 115 号）　上記［9］関係

［官報］　令和 2 年 9 月 29 日　号外　第 202 号　48～50 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20200929/20200929g00202/20200929g002020048f.html

○文部科学省告示第 115 号

大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 2 年 9 月 29 日　文部科学大臣　萩生田光一

大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示

大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準（平成十九年文部科学省告示第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

―「改正後」のみ表記（原報は「改正後」と「改正前」を併記）―

別表第一　標準設置経費額（第一の一の(九)、第一。のⅠ、第三のⅠ及び第四の一関係）

一　大学

(一)　収容定員が 400 人（医学関係及び歯学関係にあつては 480 人）の場合

（単位‥百万円）

経費の区分	学歴の種類				
	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係（医学関係及び歯学関係を除く。）	その他	その他医学関係（うち附属病院分）	歯学関係（うち附属病院分）
施設の整備に要する経費	598	1,220	809	14,939 (11,927)	4,248 (2,226)
設備の整備に要する経費	37	741	145	7,067 (5,263)	1,866 (682)
合計	635	1,961	954	22,006 (17,190)	6,114 (2,908)
備考 一～十二　［略］					

（一）　収容定員が 800 人（医学関係及び歯学関係にあつては 720 人）の場合

（単位‥百万円）

経費の区分	学歴の種類				
	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係（医学関係及び歯学関係を除く。）	その他	その他医学関係（うち附属病院分）	歯学関係（うち附属病院分）
施設の整備に要する経費	896	1,636	1,181	17,306 (13,462)	4,660 (2,302)
設備の整備に要する経費	72	1,481	289	9,468 (6,767)	2,535 (682)
合計	968	3,117	1,470	26774 (20,229)	7,195 (2,984)
備考 一～三　［略］					

二　短期大学

（一）　収容定員が 100 人の場合

（単位‥百万円）

経費の区分	学歴の種類		
	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係（医学関係及び歯学関係を除く。）	その他
施設の整備に要する経費	290	391	320
設備の整備に要する経費	11	223	44
合計	301	614	364
備考 一～七　［略］			

（二）　収容定員が 200 人の場合

（単位‥百万円）

経費の区分	学歴の種類		
	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係（医学関係及び歯学関係を除く。）	その他
施設の整備に要する経費	344	488	386

設備の整備に要する経費	22	445	87
合計	366	933	473
備考 一～三　［略］			

三　高等専門学校

（単位‥百万円）

経費の区分	収容定員	
	200 人の場合	400 人の場合
施設の整備に要する経費	598	776
設備の整備に要する経費	276	549
合計	874	1,325
備考 一～四　［略］		

表第二　標準経常経費額（第一の二の(一)、第二の二、第三の二及び第四の二関係）

［略］

備考

一　［略］

二　教員数は、大学等の種類の別に応じて大学設置基準等の定める専任教員の数とする。

ただし、第一の二の日のただし書きに規定する場合（開設時に複数の学年の学生を受け入れる場合を除く。）において、大学、修業年限が三年である短期大学及び高等専門学校が行うときは、当該教員数に、修業年限が四年の大学及び高等専門学校にあっては二分の一、修業年限が六年の大学にあっては三分の一、修業年限が三年の短期大学にあっては三分の二を乗じて得た数をもって教員数に代えることができる。

三～五　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、令和二年十月一日から施行する。

********** 以上 **********